

# 環境局職員安全衛生委員会要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、環境局職員の人命尊重を第一義に労働安全衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号、以下「規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、安全衛生委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めのない事項は、法令及び規程の定めるところによる。

## (設置)

**第2条** 前条第1項に定める安全衛生委員会は、環境局職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）とする。

## (所掌事務)

**第3条** 委員会は、次の事項について調査審議し、局長に意見を述べるものとする。

(1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、職員の危険、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

## (組織)

**第4条** 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 前項に定める委員のうち、委員長を除く委員の半数については、川崎市職員労働組合当該支部を代表する者が推薦した者とする。

3 委員長には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条第2項第1号の者である委員をもってあてる。

## (委員の任期)

**第5条** 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長の職務)

**第6条** 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (委員会の招集)

**第7条** 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

## (定足数)

**第8条** 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員が、やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、代理

の者を出席させることができる。ただし、規則第10条第1項の規定に基づき任命された委員の代理となる者は当該委員と同位又は上位の者とし、第4条第2項の規定に基づき任命された委員の代理となる者は当該委員と同支部に所属する職員とする。この場合において、代理者の出席は、前項に定める委員の出席とみなす。

**(参考人等の出席)**

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

**(部会)**

**第10条** 委員会に廃棄物部会を置き、廃棄物関係事業に関わる職員の労働安全衛生に関する事項を調査審議する。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、委員長をもってあてる。

4 第3条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

**(事務局)**

**第11条** 委員会の事務局は、庶務課に置く。

**(委任)**

**第12条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は平成9年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成12年10月31日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成30年4月1日から施行する。